

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和7年2月5日（水）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

# 議 事

- 第1 議事録署名委員について
- 第2 議案 第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第3 議案 第4号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第4 議案 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第5 議案 第6号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について

- 総会の種類 定例総会
1. 総会の期日 令和7年2月5日(水)
  2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 11名
    - 会長(議長) 12番 北田 直喜
    - 委員 1番 水尾 英俊      2番 澤田 重孝
    - 3番 中山 彦信      5番 稗苗 史絵
    - 6番 小坂 義則      8番 佐々木 隆
    - 9番 住田 賀津彦    10番 大崎 章博
    - 11番 高橋 順子      13番 谷越 彦茂
  5. 総会を欠席した農業委員の数 3名
    - 4番 上樂 忍      7番 宮坂 博一
    - 14番 石坂 誠一
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名
    - 下中島地区 吉崎 道隆      上野方地区 宮坂 新太郎
    - 加積地区 西田 八郎
  7. 議事録署名委員
    - 11番 高橋 順子      13番 谷越 彦茂
  8. 総会に出席した職員
    - 事務局長 清水 悟史      係長 關口 晶子
    - 主査 本田 陽一      主事 山根 悠平
    - 主事 小林 智樹
- 

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和6年度2月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中11名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、11番高橋委員、13番谷越委員にお願いいた

します。

議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は2件3筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が3,029 m<sup>2</sup>です。

**【議案第3号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

事務局： 1件目については、担当委員である石坂委員より問題なしと聞いております。

2件目については、担当委員である宮坂委員より問題なしと聞いております。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

3番： 2件目について、譲受人はどのように見つけられたのか

宮坂推進委員： 隣接する農地を耕作されていたので、仲介しました。

議長： 他に意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第3号は決定いたします。

議案第4号農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定及び議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、同一案件のため併せて事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第4号農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定及び議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

8ページ目をご覧ください。今月の申請は2件5筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が478 m<sup>2</sup>です。

**【議案第4号及び第5号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

6番： 1件目については事務局からあったとおりで、一部個人の土地があったため申請があるものです。隣接農地は私自身が耕作しております。何ら問題ないかと思えます。

2番： 2件目については事務局からあったとおり、過去にみなさんで現地確認を行った場所で一部申請漏れがあったとのことであり問題ないと思えます。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

10番： 2件目について、当初の計画で譲渡人は気づかなかったのか。

事務局： 申請地は山際であり、境界が曖昧であったため不備がありました。

議長： 他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第4号及び第5号は意見決定いたします。

議案第6号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用  
利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項  
の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第6号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用  
利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3  
項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用り利用集積計画が全8件、18筆、29,815 m<sup>2</sup>。農用地  
利用集積等促進計画が全73件、322筆、225,568 m<sup>2</sup>になります。今回の計  
画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法  
第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を  
満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見  
がありましたらご発言願います。

12番： 相対はまだ可能なのか。

事務局： 令和7年3月まで可能です。今回は、契約期間が3年未満であったため  
相対となりました。

議 長： ほかに意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第6号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農業委員の辞任届について  
・非農地通知について（令和7年1月分）  
・令和6年度富山県農業委員会研修会について  
・地域計画について  
・最適化活動について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時50分】

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第3号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人 )	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人と譲受人において共有持分となっていた申請地について、耕作者と土地の所有者を一致させ、効率的な利用を図るものである。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、1月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第3号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人 )	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲受人が耕作できずにいた申請地について、周辺を耕作している譲受人に所有権を移転するものである。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、1月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第5号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね28 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業実施地域内ため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は一体利用です。	
転用目的	譲受人は、隣接地にて建設予定の工場に一体利用する形で管理用地としての敷地を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は工場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、工場建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については近接する水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第5号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（7 ha）の一団の農地の区域内にあり、第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人は、隣接地にて経営する建設残土ストックヤードの敷地を拡張する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありなが建設残土ストックヤード敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件はストックヤード敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、建設残土ストックヤード設置が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については集水桝を経て水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		